

業務委託契約書

1. 業務委託の名称 自家用電気設備保安管理業務委託 (R8)
2. 履行場所 那覇、宜野湾、具志川及び西原浄化センター並びに各ポンプ場
3. 履行期間 着手 令和8年4月1日
完了 令和9年3月31日
4. 業務委託料 ¥
うち取り引きに係る消費税額及び地方税額 ¥
5. 契約保証金 財務規則第101条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金の納付、又は、同第102条による担保を提供するものとする。ただし、同第101条第2項に該当すると認められるときは免除する。

上記の業務委託について、委託者 沖縄県下水道事務所長 と
受託者 とは次の条項
によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 住所 宜野湾市伊佐3丁目12番1号
名称 沖縄県下水道事務所
氏名 所長 印

受託者 住所
名称
氏名 印

(総則)

- 第1条 委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は、この契約書、特記仕様書等（以下「仕様書等」という。）に従い、この契約を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の委託料をもって契約書記載の委託期間内に完了しなければならない。
- 3 第1項の仕様書等に明記されていないものがある場合には、甲乙協議して定めるものとする。ただし、軽微なものについては甲の指示に従うものとする。

(委託業務の内容)

- 第2条 乙が実施する業務は、次の各号によるものとする。
- (1) 第3条に掲げる電気工作物について、甲は月次点検、精密点検及び臨時の対応を実施し、その結果を甲に報告し、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、とるべき措置について甲に助言を行う。
- (2) その他業務については、仕様書等に定める。

(業務対象施設)

第3条 業務対象施設は、別添1「電気工作物の概要」のとおりとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第4条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により、甲の承諾を得た場合には、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

- 第5条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
- 2 乙は、甲が委託仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委託し、請け負わせてはならない。
- 3 乙は、本契約の競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせてはならない。
- 4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければならない。ただし、甲が仕様書で示したうち、「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りではない。
- 5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請け負わせた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙の業務の一部を委任し、又は請け負わせた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(甲及び乙の協力、義務)

- 第6条 甲は、乙が保安管理業務の実施にあたり、乙が報告、助言した事項又は乙と協議決定した事項について尊重しなければならない。
- 2 甲は、乙が行う点検、測定及び試験の業務に関する計画の策定及び実施について協力しなければならない。
- 3 乙は、保安管理業務を誠実に行うものとする。

(甲乙相互の通知)

- 第7条 甲は、次の事項を乙に通知する。
- (1) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し、又は発生する恐れがあるとき。
- (2) 那覇産業保安監督事務所長が電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の予定があるとき。
- (3) 電気工作物の保安に関する書類を沖縄総合事務局長に提出するとき。

- (4) 電気工作物の設置又は変更工事の予定があるとき。
- (5) 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保する事ができる体制を整備するとき。
- (6) 平常時及び事故その他異常時における運転操作について定めるとき。
- (7) 責任分界点の変更又は委託契約書に掲げる電気工作物の構内を拡張又は縮小するとき。
- (8) 電気の保安に関する組織を変更するとき。
- (9) 連絡責任者を変更するとき。
- (10) 代表者を変更したとき。
- (11) 委託者、事業場の名称及び所在地の変更があったとき。
- (12) その他必要な事項

2 乙は、次の各号に掲げる事項を甲に通知する。

- (1) 乙の執務時間内における乙への連絡方法
- (2) 乙の執務時間外における乙への連絡方法
- (3) その他必要な事項

(業務責任者等)

第8条 乙は、この契約の履行に関して、甲と連絡する業務責任者を定めて、甲に通知する。なお、業務責任者は電気主任技術者の資格を有する者とする。

2 乙は、前項の業務責任者に事故等があった場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、甲に通知する。なお、代務者は電気主任技術者の資格を有する者とする。

3 乙は、前各項に変更が生じた場合は、ただちに甲に通知する。

4 乙は、業務責任者又はその代務者を、甲の行う保安管理業務に立ち合わせるものとする。

(実施日程等)

第9条 第2条第1項第1号に定める業務を実施する日程は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(事業場内の立入り等)

第10条 乙は、保安管理業務を行うため、必要に応じて甲の事業場内に立ち入ることができるものとする。この場合において、乙は、甲の服務規程を尊重しなければならない。

(記録の調査)

第11条 乙は、保安管理業務の遂行上、必要がある場合には、甲の電気保安に関する書類、図面及び記録等の調査を行い、必要な措置について協議を行うものとする。

(点検の報告及び検査、記録の保存)

第12条 乙は保安管理業務を実施した場合は、その都度点検報告書及び仕様に定める書類を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の点検報告書及び仕様に定める書類を受領したときは、ただちに検査を行わなければならない。

3 乙が実施した保安管理業務の結果の記録書等は、甲乙双方において3年間保存する。

(損害賠償)

第13条 乙の故意または過失により甲及び第三者に対して損害を与えた場合は、乙は損害賠償の責任を負わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は損害賠償の責を負わない。

- (1) 契約に基づき、協議決定した事項又は乙が指導、助言した事項について甲が都合により実施しなかった場合、これによって損害を生じたとき。
- (2) 甲が法令又は契約に違反する事項を行い、これによって損害を生じたとき。
- (3) その他、乙の責めとならない事由により損害を生じたとき。

(機密の保持)

第14条 乙は、業務上知り得た事実を他にもらしてはならない。

(契約の変更等)

第15条 甲及び乙が次の各号のいずれかに該当する事項を変更した場合は、契約期間内でも契約を変更することができる。

- (1) 設備容量が変更されたとき。
- (2) 受電電圧が変更されたとき。
- (3) 発電装置の発電機定格容量、定格電圧又は原動機の種類が変更されたとき。
- (4) 発電所の発電機定格容量、定格電圧又は原動機の種類が変更されたとき。
- (5) 配電線路の互長、電源供給器数又は配電線路電圧が変更されたとき。
- (6) 甲が保安規程を変更するとき。
- (7) 第7条第1項第11号によるとき。

(業務完了報告及び検査)

第16条 乙は、業務を完了したときは、遅滞なく甲に対して業務完了報告書及び仕様書に定める書類等を甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の業務完了報告書及び仕様書に定める書類を受領したときは、直ちに検査を行わなければならない。
- 3 甲は、各月の業務終了時に「自家用電気工作物の点検結果報告書」を受領したときは、直ちに検査を行わなければならない。

(業務委託料の支払)

第17条 乙は、前条第2項及び第3項の検査に合格したときは、甲に対して業務委託料の支払いを請求することができる。なお、支払い計画は甲乙協議して定める。ただし、精密点検に相当する委託業務料は、原則として最終月に支払いを行う。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

(甲の解除権)

第18条 甲は、次の各号に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙が正当な事由なく業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 乙の責に帰すべき事由により履行期間内に完了しないと明らかに認められたとき。
- (3) 乙が保安業務担当者を配置しなかったとき。
- (4) 第20条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に被害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなど認められるとき。

- (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

- 2 前項の規定により、契約が解除された場合においては、乙は、業務委託料の10分の1に相当

する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

第19条 甲は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(乙の解除権)

第20条 乙は、次の各号に該当するときは、契約を解除することができる。

(1)第15条に基づく業務内容を変更したため、業務委託料が3分の2以上減少したとき。

(2)甲が契約に違反し、その違反によって、契約の履行が不可能になったとき。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。損害額は、甲乙協議して定めるものとする。

3 前項のほか、甲乙いずれかの都合により契約を解除しようとする場合は、1箇月前迄にその旨文書により通知し、甲乙相互が合意したうえで解除できるものとする。

(違約金等の徴収)

第21条 乙がこの契約に基づく違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払いの日まで政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した利息を付した額と甲の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(契約事項等の解釈)

第22条 契約事項の解釈について疑義を生じた場合、又は契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

(予算の減額又は削除による契約解除)

第23条 本業務は「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約に定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度において、当該契約にかかる歳入歳出予算について減額又は削減があった場合は、本契約を解除する。